

令和 4 年 6 月

第 3 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和4年6月第3回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第38号	専決処分の承認を求めるについて（令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第12号））
議第39号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
議第40号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第41号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第42号	令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）
議第43号	令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
議第44号	令和4年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
議第45号	人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について
議第46号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第47号	公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて
諮第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諮第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
報第 1号	令和3年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第 2号	令和3年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3号	令和3年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第 4号	令和3年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
報第 5号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
報第 6号	令和3年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議第38号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第1号 令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第12号）
(令和4年3月29日専決)

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 29 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 3 年度 人吉市一般会計補正予算（第 12 号）

議第39号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第2号 人吉市税条例等の一部を改正する条例

（令和4年3月31日専決）

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例等の一部を改正する条例

人吉市条例第20号

人吉市税条例等の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第1条 人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものとの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第1号才中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第4項」を「第3項」に改める。

第36条の3第2項及び第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、

同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同条第1項中「支払を受ける者であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第60項」を「第62項」に改め、同条第15項中「第69項」を「第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの）の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの）の交付を含む。」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項から第12項までの規定中「第27項」を「第26項」に改め、同条第13項中「第34項」を「第33項」に改め、同条第14項中「第35項」を「第34項」に改め、同条第15項中「第42項」を「第39項」に改め、同条第16項中「第46項」を「第43項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、

同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書」を「確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（令和3年人吉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中人吉市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中人吉市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中人吉市税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の人吉市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議第 40 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和 4 年 3 月 31 日専決）

令和 4 年 6 月 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「第34項」を「第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「第35項」を「第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「第42項」を「第39項」に改める。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第6項及び第8項」を「第7項及び第9項」に、「第6項及び第9項」を「第7項及び第10項」に、「第9項及び第10項」を「第8項、第10項及び第11項」に、「第9項から第11項まで」を「第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第41号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第4号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和4年3月31日専決）

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第22号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第24条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第45号 人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について

議第46号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第45号

人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例

人吉市庁舎等移転建設審議会条例（平成25年人吉市条例第34号）は、廃止する。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	会長	日額	6,000円	」
	委員	日額	5,500円	

を削る。

(提案理由)

人吉市庁舎等移転建設審議会の所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものである。

議第46号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年入吉市条例
第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「6月30日」を「9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 47 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

小川百合子

令和 4 年 6 月 7 日提出

人吉市長 松岡隼人

参考

- 1 前任者 小川百合子 令和 4 年 6 月 30 日 任期満了
- 2 小川百合子の略歴

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意が必要である。

諮詢第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

瓜生貴士

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

参考

- 1 前任者 竹下 敏 令和4年3月31日 任期満了
- 2 瓜生 貴士の略歴

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

柳瀬 恵子

令和 4 年 6 月 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参考

- 1 前任者 魚崎 順子 令和 4 年 9 月 30 日 任期満了
- 2 柳瀬 恵子の略歴

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

報第1号

令和3年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和3年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和3年度人吉市一般会計継続費繰越計算書

款 項	事 業 名	継 続 費 額	令 和 3 年 度 予 算 上 額	前 年 度 継 続 費 額	次 年 度 予 算 現 額	支 出 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 過 額	翌 年 度 通 過 額	左 の 財 源		
										特 別 支 出 金	國 県 支 出 金	地 方 債
2 総務費	1 総務管理費 市庁舎建設事業	4,895,172,000	1,508,708,000	1,323,765,000	2,832,473,000	2,583,794,438	248,678,562	248,678,000	37,778,000			210,900,000

報第2号

令和3年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和3年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入		特定財源		一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	防災集団移転促進事業委託料	35,000,000	35,000,000		17,300,000				17,700,000
			被災市街地復興事業	10,000,000	9,955,000		4,961,000				4,994,000
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	社会保障・税番号制度システム改修委託料	2,750,000	2,750,000		2,750,000				
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(事務費)	12,796,000	7,704,000		7,704,000				
			住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(事業費)	604,200,000	172,500,000		172,500,000				
	2 児童福祉費	2 児童支援費	子育て世帯への臨時特別給付金事業(事務費)	3,012,000	6,000		6,000				
			子育て世帯への臨時特別給付金事業(事業費)	497,500,000	2,500,000		2,500,000				
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	人吉中核工業用地災害復旧事業	13,013,000	13,013,000				13,000,000		13,000
			まち・ひと・しごと総合交流館整備事業	9,339,000	689,000						689,000
8 土木費	2 道路橋梁費	2 道路維持費	社会資本整備総合交付金事業 人吉矢岳線ほか	49,500,000	35,130,000		17,662,000			15,200,000	2,268,000
			道路新設改良費	63,780,000	51,200,000				46,100,000		5,100,000
			社会資本整備総合交付金事業 戸越永葉線ほか	94,501,000	59,698,000		32,298,000			24,100,000	3,300,000
			都市防災総合推進事業 温泉地内第1号線ほか	30,000,000	30,000,000		14,900,000			13,400,000	1,700,000
	3 住宅費	2 住宅建設費	社会資本整備総合交付金事業 公営住宅等長寿命化計画	7,909,000	7,909,000		3,559,000				4,350,000
			4 都市計画費	被災市街地復興推進事業	72,000,000	57,303,000		28,652,000			
	3 公園整備費	社会資本整備総合交付金事業 都市公園施設長寿命化計画	11,680,000	8,880,000		4,390,000					4,490,000
			社会資本整備総合交付金事業 村山公園園路	45,200,000	1,590,000		745,000			600,000	
		都市防災総合推進事業 村山公園	23,500,000	23,500,000		11,700,000			10,500,000		

令和3年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		4 街路事業費	社会資本整備総合交付金事業 下林頗成寺線	円 50,200,000	円 43,362,000	円	円 24,215,000		円 18,900,000		円 247,000
			街路事業 下林頗成寺線	1,600,000	1,600,000						1,600,000
9 消防費	1 消防費	4 水防費	内水排除ポンプ設置工事	29,000,000	21,600,000						21,600,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	1 農地災害復旧費	過年発生補助 農地災害復旧事業	546,289,000	322,479,000			314,095,000		8,384,000	
		2 農業用施設災害復旧費	過年発生補助 農業用施設災害復旧事業	850,431,000	811,581,000			808,335,000	2,900,000		346,000
			過年発生単独 農業用施設災害復旧事業	78,354,000	8,200,000				5,300,000		2,900,000
			現年発生単独 農業用施設災害復旧事業	11,000,000	5,995,000				3,800,000		2,195,000
	3 公共土木施設災害復旧費	3 林業施設災害復旧費	過年発生補助 林業施設災害復旧事業	199,803,000	182,882,000		173,934,000		6,500,000		2,448,000
		1 道路橋梁災害復旧費	過年発生補助 道路橋梁災害復旧事業	616,158,000	398,006,000		374,125,000		23,800,000		81,000
			過年発生単独 道路橋梁災害復旧事業	19,130,000	4,471,000				4,400,000		71,000
			現年発生補助 道路橋梁災害復旧事業	45,700,000	31,300,000		20,877,000		10,400,000		23,000
	3 公園施設災害復旧費		現年発生単独 道路橋梁災害復旧事業	9,200,000	8,140,000				8,100,000		40,000
			過年発生単独 公園施設災害復旧事業	4,180,000	4,180,000				4,100,000		80,000
5 河川災害復旧費		5 河川災害復旧費	過年発生補助 河川災害復旧事業	272,433,000	223,541,000		210,128,000		13,400,000		13,000
			現年発生補助 河川災害復旧事業	12,000,000	7,340,000		4,895,000		2,400,000		45,000
4 文教施設災害復旧費	2 社会教育施設災害復旧費	過年発生単独 社会教育施設災害復旧事業	41,253,000	23,730,000					23,600,000		130,000
5 その他公共施設公用施設災害復旧費	1 その他公共施設公用施設災害復旧費	過年発生単独 その他公共施設公用施設災害復旧事業	13,100,000	8,650,000					8,600,000		50,000
計				4,396,166,000	2,633,259,000	0	1,129,801,000	1,123,085,000	265,300,000	8,384,000	106,689,000

報第3号

令和3年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和3年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和3年度 人吉市一般会計 事故繰越し繰越計算書

款 項	目	事業 名	支出負担 行為額	左の内訳			既定財源 額	既収入 額	未 収 入 額	財 源		内 訳 説 明	
				支 出 額	支 出 額	支 出 額				現 金 預 金	現 金 預 金		
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	563,786,920	555,469,160	8,317,760		8,317,760		6,468,880		1,848,880	新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの木材をはじめとした資材調達が困難であったため、年度内の事業完了が不能となつた。
	1.1 災害復旧費	1 農地災害復旧費	現年発生補助 農地災害復旧事業	333,962,000	302,051,000	31,911,000		31,911,000		31,081,314		829,686	新型コロナウイルス感染症の影響により、人員の確保が困難であつたため、年度内の事業完了が不能となつた。
	2 農林水産施設復旧費	2 農業用施設災害復旧費	現年発生補助 農業用施設災害復旧事業	414,615,000	299,071,851	115,543,149		115,543,149		115,080,976		400,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、人員の確保が困難であつたため、年度内の事業完了が不能となつた。
		計		1,312,363,920	1,156,592,011	155,771,909		155,771,909		152,631,170		400,000	829,686 1,911,053

報第4号

令和3年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を調製したので、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和3年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫支出金	工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金		
1 資本的 支出	1 建設改 良費	大畑麓町(麓橋)配 水管灾害復旧工事	円 682,000	円	円 682,000	円 60,000	円	円 622,000	円	関係機関との 調整に期間を 要し、年度内 の完了ができ ないため。
		人吉市水道ビジョン 及び水道施設更新 計画策定業務委託	20,460,000	6,130,000	14,330,000			14,330,000		関係機関との 調整に期間を 要し、年度内 の完了ができ ないため。

報第 5 号

令和 3 年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 3 年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額								
款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用途額	説明
					国庫支出金	企业債		
1 資本的支出 建設改良費	宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料	131,180,000	75,780,000	55,400,000	27,700,000	24,900,000	2,800,000	新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令され、アシンクや現地調査ができる見直しが必要となり、年度内が完了したため。
	人吉浄水苑改築更新工事委託料	721,500,000	113,730,000	607,770,000	334,273,000	243,100,000	30,397,000	新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令され、アシンクや現地調査ができる見直しが必要となり、年度内が完了したため。
	人吉市公共下水道施設災害復旧工事委託料	977,000,000	63,666,000	913,334,000	858,533,000	54,800,000	1,000	新型コロナウイルス感染拡大や工事の増加等に伴い、土木の建築設備備付工事の発注に続いている協議会開催により、日本下水道事業団との協議会開催により、年度内が完了したため。
	計	1,829,680,000	253,176,000	1,576,504,000	1,220,506,000	322,800,000	33,198,000	0

令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

公営企業法第26条第2項たゞし書の規定による建設改良費の事故繰越額								
款 項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の内訳			
					国庫支出金	企業債	当年度分損益勘定	不用途額
1 資本的支出	建設改良費	円	円	円	円	円	円	円
	公共下水道施設災害復旧工事委託料	5,211,483,000	3,131,679,000	2,079,804,000	1,955,015,000	124,700,000	89,000	0
	計	5,211,483,000	3,131,679,000	2,079,804,000	1,955,015,000	124,700,000	89,000	0

本復旧工事を実施したところ、査定時より復旧範囲が広がったこと、また、土木建築設備工事の発注において機器等の設置工事に関する調整が必要となり、年度内の完了が困難であったため。

報第6号

令和3年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和3年度 人吉市工業用地造成事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

款 項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
					既收入 特定財源	未収入 国庫支出金	特定財源 県支出金	財源 地方債	内訳 その他	-般財源	
2 災害復 旧費	1 工業用 地灾害 復旧費	1 人吉中 核工業 用地災 害復旧 費	人吉中核工業用地災害 復旧事業	円 13,013,000	円 13,013,000	円	円	円	円	円 13,013,000	円
計				13,013,000	13,013,000	0	0	0	0	13,013,000	0

